

令和3年第2回臨時会

鳴沢村議会会議録

令和3年8月12日 開会

令和3年8月12日 閉会

鳴沢村議会

令和3年第2回鳴沢村議会臨時会会議録

令和3年8月12日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
8番 渡邊 明雄	9番 佐藤 博水
10番 三浦 直樹	

4、欠席議員

7番 小林 昭一

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席

した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一

総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充

企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博

住民課長 小林昌信 教育課長 渡邊 積

会計管理者 渡邊安司 振興課長代理 渡辺栄一

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第5号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件

議案第38号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議案第39号 村道路線の廃止の件

議案第40号 建設工事請負契約締結の件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 承認第5号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件

日程第5 議案第38号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

日程第6 議案第39号 村道路線の廃止の件

日程第7 議案第40号 建設工事請負契約締結の件

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和3年第2回臨時会開会に先立ちご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス第5波により全国で感染が拡大し、山梨県知事より8月22日まで不要不急の外出や移動の自粛といった臨時特別協力要請が出されています。鳴沢村においても複数の感染者が確認されています。速やかなワクチン接種が行われることを期待したいと思います。

そうしたさなかではありますが、緊急を要する議案が提出されておりますので、臨時会を招集させていただきました。皆様で慎重審議いただきますようお願いいたしまして、挨拶といたします。

なお、上着の着用は自由をお願いいたします。

開会 午後4時00分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和3年第2回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

ここで、欠席議員の報告をいたします。

小林昭一議員から、本会議への欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、地方自治法第113条の規定により会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（三浦直樹君） ここで、村長より本臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議員の皆様には何かとお忙しい折、ご参会いただきましてありがとうございます。

令和3年第2回臨時議会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議長さんから申されましたようにコロナが県内でも大変多くなっております。

そんな中ではありますが、東京オリンピックも終わり、無観客の中でも日本選手が頑張って多くのメダルを獲得いたしました。選手やコーチ、多くの関係者の皆様にお疲れさまでしたと、またご慰労を申し上げさせていただきます。

さて、村でもコロナ禍の中、中止せざるを得ない事業など出ておりますが、議会や村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、先ほど議長さんも申されましたが、64歳以下で平成15年4月1日誕生日までの方のコロナワクチン接種を、お盆過ぎから村の体育館で行う予定となっております。多くの方に接種をお願いしたいと思っております。

本日の臨時議会の提出案件は、承認1件、条例を定める件1件、村道廃止1件、建設請負契約の締結の件1件を予定しております。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。臨時会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日、午後3時15分より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項については、次の3項目です。

1、会期は本日1日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、臨時会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

以上で本日開催しました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第4 承認第5号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、承認第5号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第5号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第5号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に225万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,181万3,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業225万9,000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

事業実施に係る財源として、全額、国庫支出金を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、6月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、住民課長より説明いたします。

議長（三浦直樹君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） それでは、承認第5号の詳細について説明させていただきます。

予算要求書の4ページをご覧ください。

内容については、ひとり親世帯を除く、令和3年度住民税均等割が非課税相当の低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うものであります。

5ページをご覧ください。

費用の内訳ですが郵便料9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金が5万円掛ける45人で225万円となっており、財源は全額が国庫支出金を見込んでおります。

なお、この補正については、支給要件の詳細が示されたのが6月であったため、6月議会に費用算定が間に合わず、また、国から支給を急ぐよう指示があったため専決処分としたものであります。

以上で、承認第5号についての詳細説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） ただいま説明がありましたが、ひとり親世帯を除くの意味はどういうことですか。

議長（三浦直樹君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） ひとり親世帯を除くというものがありませんが、ひとり親世帯につきましては、山梨県から支給することになっております。山梨県で支給が漏れたものに対して支給をするということになっておりますが、当初、国のほうで示されたものがひとり親世帯の低所得者に対しての支給でした。それが、途中で2人親の低所得世帯にも支給されるということになりましたので、こちらのほうを村で支給するようなことになりましたので、補正予算で対応させていただきました。

議長（三浦直樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第5、議案第38号デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第38号デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、以下「整備法」といいます、第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号利用法」といいます、が改正され、個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず初めに、1ページの第1条をご覧ください。

鳴沢村個人情報保護条例の一部改正になります。

改正内容としましては、デジタル庁設置法附則第41条により番号利用法について所要の改正が行われ、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることにより、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。また、整備法第55条に基づき、条ずれを改めるものであります。

次に、鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正になります。

2 ページの第 2 条をご覧ください。

番号利用法第 19 条第 4 号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を改めるものであります。

最後に、3 ページの第 3 条をご覧ください。

鳴沢村手数料徴収条例の一部改正になります。

改正内容としましては、番号利用法において、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、同機構が再交付手数料を徴収する主体となり、市町村は同機構の委託を受けて再交付手数料を徴収することになります。したがって、同機構との委託契約を根拠に徴収することになるため、手数料条例等の規定は不要となることから改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は令和 3 年 9 月 1 日とするものであります。

以上で議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第39号 村道路線の廃止の件

議長(三浦直樹君) 日程第6、議案第39号村道路線の廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長代理 渡辺栄一君。

振興課長代理(渡辺栄一君) 議案第39号村道路線の廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

県が行う急傾斜地崩壊対策事業における重力式擁壁設置箇所となる村道780号線の一部を事業用地として県へ寄附する必要があるため、道路法第10条第1項の規定に基づき、村道の廃止を行います。また、同法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提案するものです。

議案の1ページをご覧ください。

廃止は村道780号線の1路線です。

詳細については、お配りしてあります議案第39号の参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページが村道780号線の廃止の事由、延長、面積の詳細で、2ページが位置図、3ページが実測図、4、5ペ

ージが現地写真となります。

村道780号線の一部が事業用地として県へ寄附する必要があるため、村道780号線全体を廃止し、事業用地部分は法定外公共物の用途廃止を行い、普通財産にした後、県へ寄附を行います。事業用地以外の部分は法定外公共物として村が管理を行います。

以上について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第40号 建設工事請負契約締結の件

議長（三浦直樹君） 日程第7、議案第40号建設工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（渡邊英博君） 議案第40号の建設工事請負契約締結の件について、ご説明申し上げます。

道の駅なるさわにある合併処理浄化槽は、平成7年に370人槽で設置されました。建設当初は道の駅という施設が一般に認知されておらず、集客についても簡易的なサービスエリア程度の考えでありましたが、コロナ禍前には年間約70万人の観光客が訪れる施設となっております。

当初の想定を大幅に超える利用があり、毎年浄化槽の維持管理を実施してきましたが、浄化槽周辺には悪臭がするなどしています。

また、当該施設は、村の地域防災計画では指定避難場所となっており、災害時には観光客など大勢の方の利用が想定されますが、今の容量では処理能力を超えることによる故障が危惧されます。

これらのことから、社会資本整備総合交付金を活用し、災害時にも対応できるよう610人槽の合併処理浄化槽を設置するものであります。

令和3年8月2日に実施した指名競争入札の結果、株式会社梶原工業所と9,240万円で契約を締結するものであります。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を必要とするものであります。

以上で、議案第40号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付

議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和3年第2回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年8月12日

議会議長

署名議員

署名議員